

## イタリア動物福祉事情

全国動物ネットワーク・NPO 法人 CAPIN

鶴田真子美

海外から来る人は、庭先で1m程度の鎖につながれている日本の犬を見て、これは虐待であると言います。ペットショップでの生体販売にも身震いし、どうして日本ではこんなことが許されるのか？と憤ります。「日本は経済的には豊かで西欧化された国だが、動物に対する福祉は大きく立ち遅れて残忍」と。外国からお客様をお迎えしたとき、こうした言葉を何度聞いたことでしょうか。

では、海外ではどうなっているのか。たとえばイタリアの動物愛護事情はどう異なるのか、少しのぞいてみましょう。まずはローマ市の条例の一部をご紹介します。

### ■ローマ市の条例

- ◆犬を庭やベランダに置きっぱなしは禁止。家のなかで家族の一員として飼育するべき。
- ◆猫をケージに入れっぱなしは禁止。
- ◆犬をチェーンに繋ぐのは基本的に禁止。どうしても繋ぐ場合は、高さ2mに張った、長さ5m以上の空中ロープに、長さ6m以上のチェーンをつけて繋ぐこと。但し、繋留は1日に8時間を超えてはいけない。
- ◆サークルの広さは20平方メートル以上に、1匹増えるごとに6㎡広げる。授乳中の母犬・子犬は隔離し、ほかの成犬といっしょにしない。
- ◆自治体は動物保護団体に財政支援し、育てていく。
- ◆治癒不可能な場合を除き、愛護動物の殺処分は行われない。
- ◆捨て犬猫は公的シェルターで終生飼養される。
- ◆子犬や子猫は生後60日以内に親から離すことを禁止する。
- ◆野良犬猫の避妊去勢手術代は自治体が支払う。
- ◆車に轢かれた動物を助け、動物病院に搬送するときの交通違反には「緊急避難」が適用され、その治療費は自治体が負担する。
- ◆氷の上にロブスターを置くのは虐待。
- ◆地域猫は自治体の保護下にある。自治体に登録した愛護団体が地域猫の捕獲・手術を行い、給餌・給水の世話をする。登録愛護団体は、地域猫の餌に困ったら、公立の学校給食センターで余りものを貰い受けることができる。
- ◆州法で地域猫ならぬ「地域犬」が認められている。ワクチン接種・狂犬病予防接種・避妊去勢手術・マイクロチップ個体識別を済ませて首輪にはっきりとわかる鑑札を付け、動物保護団体により世話を受けている「自由犬」「地域犬」も存在する。

\* \* \*

以上のように、動物愛護事情は日本とまったく異なることがわかります。続いてほかの

制度をご紹介します。

### ■犬猫パスポート

- ・犬猫をつれて国境をわたる際には、欧州では犬・猫にも 2004 年 10 月 1 日よりパスポートの携帯が義務づけられるようになりました。 根拠法→sensi del Regolamento CE 998/2003
- ・パスポートは ASL（わが国では各県の保健所や動物愛護センターにあたる）にて取得します。そのためには狂犬病予防注射接種、マイクロチップ導入、畜犬登録が前提となります。（子犬 3 ヶ月未満は免除。）

### ■畜犬登録

- ・新たに犬を飼う人は保健所 ASL で登録をします。犬を所有・購入してから 30 日以内に、子犬の場合は生まれてから 2 ヶ月以内に登録を行わねばなりません。登録を怠ると罰金刑に処せられます。猫の登録は義務ではありませんが、パスポート取得には必要となります。登録の際にマイクロチップの埋め込みも同時に行われることが多いです。

### ■マイクロチップ

- ・犬猫の盗難、災害時の離別を解決するのに効果的なマイクロチップの導入が進んでいます。マイクロチップは犬猫の福祉向上と遺棄の防止にも直結します。
- ・イタリアでは 2005 年以降マイクロチップが導入されています。
- ・それ以前は入れ墨（右腿の内側に、州や県の記号、登録番号が刻まれている）が使用されてきました。入れ墨のナンバーが薄くなったり消えたりしていなければ、入れ墨のままでも構いません。（2012 年 7 月以降はマイクロチップに統一される予定。）
- ・迷い犬をみつけたら入れ墨があるかマイクロチップが入っているかすぐに確認します。（マイクロチップ・リーダーは ASL 保健所・動物指導センターほか、一部の民間動物病院も保有しています。）各自治体の HP から、保健省の登録犬猫データバンクサイトにリンクが貼られて、簡単にアクセスできます。保護犬に挿入された「マイクロチップの 15 桁（欧州共通）」または「入れ墨ナンバー」を入力してクリックすると、迷子犬・捨て犬の所有者が明らかとなる仕組みです。いまやイタリア全土で登録犬のデータバンク整備が完了。迷子犬が飼い主に戻る確率はかなり高いはずだといわれています。

では、イタリア全土での犬猫の登録数はいかに多いのでしょうか。また、野良犬や野良猫の対策に、どれほどの税金が投入されているのでしょうか。殺処分をしないことを決めたイタリアでは、保護された野良犬猫は、地域犬・地域猫として地域で管理されるケースを除いて、公的な犬猫保護施設・緊急シェルターへ行くわけですが、では、その数はいくつくらいあるのか。州ごとにまとめた次の表をご覧ください。

### ■登録犬猫数

<登録された犬は 663 万匹、猫（登録は義務でない）は 11 万匹>

Regione 州	Sito 登録サイト dell'anagrafe territorial	Cani 犬	Gatti 猫	Furetti フェレット	Totale 合計
Abruzzo	<a href="#">Anagrafe canina Abruzzo</a>	85.231	0	0	85.231
Basilicata	<a href="#">Anagrafe canina Basilicata</a>	64.465	20	1	64.486
Calabria	<a href="#">Anagrafe canina Calabria</a>	64.121	72	0	64.193
Campania	<a href="#">Anagrafe canina Campania</a>	476.715	11.039	42	487.796
Emilia-Romagna	<a href="#">Anagrafe canina Emilia-Romagna</a>	856.765	7.888	117	864.770
Friuli-Venezia Giulia	<a href="#">Anagrafe canina Friuli-Venezia Giulia</a>	263.560	0	0	263.560
Lazio	<a href="#">Anagrafe canina Lazio</a>	525.364	11.169	57	536.590
Liguria	<a href="#">Anagrafe canina Liguria</a>	132.770	642	16	133.428
Lombardia	<a href="#">Anagrafe canina Lombardia</a>	944.313	47.957	412	992.682
Marche	<a href="#">Anagrafe canina Marche</a>	109.955	0	0	109.955
Molise	<a href="#">Anagrafe canina Molise</a>	39.212	20	0	39.232
P.A. Bolzano	<a href="#">Anagrafe canina P.A. Bolzano</a>	52.061	2.376	34	54.471
P.A. Trento	<a href="#">Anagrafe canina P.A. Trento</a>	73.203	233	10	73.446

Piemonte	<a href="#">Anagrafe canina Piemonte</a>	599.258	0	0	599.258
Puglia	<a href="#">Anagrafe canina Puglia</a>	289.066	4.871	4	293.941
Sardegna	<a href="#">Anagrafe canina Sardegna</a>	291.777	0	0	291.777
Sicilia	<a href="#">Anagrafe canina Sicilia</a>	291.435	1.193	0	292.628
Toscana	<a href="#">Anagrafe canina Toscana</a>	431.760	0	0	431.760
Umbria	<a href="#">Anagrafe canina Umbria</a>	105.313	0	0	105.313
Valle d Aosta	<a href="#">Anagrafe canina Valle d Aosta</a>	20.005	745	0	20.750
Veneto	<a href="#">Anagrafe canina Veneto</a>	919.123	23.769	160	943.052
		<b>6.635.472</b>	<b>111.994</b>	<b>853</b>	
<b>TOTALE 合計</b>					<b>6.748.319</b>

09/10/2013



## ■野良犬・野良猫の撲滅に投じられた国費

根拠法：2003年12月29日施行の新法（「900万ユーロ（≒約13億円）を2004～2005年にかけて動物行政に投じる」といった内容）により強化された分野：

1. 一時保護所の設置、
2. 避妊去勢手術施設の設置

### Fondo 措置金額(ユーロ)

Anno 年度 1ユーロ≒150円（2013年10月現在）

2005	€ 4.271.578	（約6億円）
2006	€ 3.998.000	
2007	€ 4.986.000	
2008	€ 3.086.085	
2009	€ 3.801.681	
2010	€ 3.333.765	
2011	€ 246.649	
2012	€ 310.190	

## ■保健省のHPより ～登録犬猫のデータバンク画面はこうなっている～

### 愛護動物・登録データバンク

- ・迷子犬のマイクロチップ・ナンバー(15桁の数字)または刺青ナンバーを空欄にご記入ください。
- ・マイクロチップのリーダー(読み取り機)は、保健所や動物病院にあります。



Tipo di codice(コードの種類):



Microchip



Tatuaggio (刺青)

Codice:

( ← 左の空欄に、コードを入力します。)

■ 野良犬・野良猫撲滅対策（2011年度）

[http://www.salute.gov.it/portale/temi/p2\\_6.jsp?lingua=italiano&id=280&area=cani&menu=abbandono](http://www.salute.gov.it/portale/temi/p2_6.jsp?lingua=italiano&id=280&area=cani&menu=abbandono)

Regioni e Province 州・県	Attivazione banca dati telematica マイクロチップのデータバンク整備を行っているか？	Ingressi di cani nei canili sanitari 犬シェルターの収容頭数は？	Sterilizzazioni di gatti 野良猫の避妊去勢頭数は？
Abruzzo	Si はい	1.984 匹	1.003 匹
Basilicata	Si	1.703	216
Calabria	Si	4.636	100
Campania	Si	10.731	3.839
Emilia Romagna	Si	7.132	8.615
Friuli Venezia Giulia	Si	2.523	2.120
Lazio	Si	6.951	8.174
Liguria	Si	823	1.460
Lombardia	Si	16.629	10.181
Marche	Si	1.769	3.769
Molise	Si	687	183
Piemonte	Si	8.006	453
Provincia A. Trento	Si	780	1.332
Provincia A. Bolzano	Si	348	807
Puglia	Si	9.428	1.419
Sardegna	Si	3.367	116
Sicilia	Si	7.469	1.022
Toscana	Si	7.891	9.277
Umbria	Si	1.958	2.441
Valle d'Aosta	Si	397	633
Veneto	Si	8.930	11.222
<b>Totale 合計</b>	<b>21 全州で整備完了</b>	<b>104.142</b>	<b>68.382</b>

■犬猫の保護施設の総数は915

2011年度のデータより

Regione 州	合計施設数	医療施設を緊急一時保護の有する施設	犬猫シェルター
Abruzzo	31	5	26
Basilicata	14	3	11
Calabria	27	21	6
Campania	73	-	-
Emilia-Romagna (ボローニャ)	88	-	-
Friuli-Venezia Giulia	16	3	13
Lazio (ローマがある州)	61	-	-
Liguria	26	4	22
Lombardia (ミラノがある州)	108	29	79
Marche	51	9	42
Molise	8	-	-
Piemonte (フランスに近い)	83	-	-
P.A. Bolzano	4	1	3
P.A. Trento	9	-	-
Puglia (南部)	134	36	98
Sardegna	30	7	23
Sicilia	34	13	21
Toscana	49	31	18
Umbria	25	9	16
Valle d'Aosta (北端)	1	-	-
Veneto	32	10	22

以上は、保健省のHPに掲載されていた公式データです。州によってばらつきはありますが、1年間に7万匹に近い野良猫が避妊手術を受けています。行政によって着実に手術が進んでいるとは、うらやましい限りです。

日本では、悲惨な環境下に置かれた犬猫を見捨てられずに保護をしてしまった民間人・保護団体が、まさに自己責任により、医療費の支払いと里親探し、日々の世話をしています。また、心ある一部の協力獣医さんに大きな負担がかかる仕組みとなっています。自治体による避妊手術の助成金も(あったとしても)わずかです。経済的余裕・収容場所が

なければ「見て見ぬふりをする」しかなく、こうした現実が助けたい人の心を圧殺し、子どもたちの教育にも悪影響を及ぼしている我が国の貧しい現状を遺憾に思います。先進国の一員として、進んだ海外の事例から学び取っていくべきです。自治体任せでは限界があります。個体識別の可能なマイクロチップを導入し、愛護動物の繁殖を放置させない法を制定し、毎年きちんと予算をつけて、啓発プログラムも含め、国が指針を打ち出していくこと。これなくしては、殺処分をなくすことはできないでしょう。

## ■アニマルライツ（動物の権利）の世界宣言

命ある動物に対し、人間はどう向き合い、いかに行動するか、動物の命・生活をどこまで条件づけるかを規定し、動物に対する人間（そして社会）の義務と責任を表したものが、「動物法」です。動物法には「動物の福祉」も「動物の保護」も含め、人間と動物の関係性を統治するものでなくてはなりません。動物に関する法律が初めて生まれたのは1641年マサチューセッツにおいてでした。「所有する動物に専制や残忍さを行行使することは誰にも許されるものではない」としたのはイギリスからの移民であり、また日常的に動物と接して暮らしてきた原住民でもあり、双方からの声があがったのでした。20世紀には多くのヒューマニスト、法律家、社会学者、科学者、政治家が動物の命の保護に取り組み、倫理上・科学上・政治上の高度な討論が世界的に湧き起って、「動物の権利」に関する世界宣言がパリのユネスコ本部でアピールされました。1978年10月15日、今から35年前のことです。法的な価値や司法の拘束力がなかったにせよ、このアニマル・ライツの世界宣言は、動物の権利に関する諸問題に向き合うことの必要性を世に知らしめ、いかなる人にとっても、いかなる国家にとっても、civilta'（文明）の方角へと確かな一歩を刻みました。

## ■我々のコミュニティーを補完する動物を、きちんと社会に位置づける

近年、イタリアでは、人と動物との共生や、人による動物の利用の制限など、あらゆる局面で動物の権利を保護する規律や法令が次々と生まれています。

1961年、イタリア最高裁の検事総長エウラ氏が次のように述べています。

「動物には理性も自由意志も責任もない。それらは人間の側のもつものだ。法的な主体性を動物に求めるわけにはいかない。しかし動物を物として捉えるわけにはいかない。繊細な感覚を有する、命ある生き物であり、我々のコミュニティーを補完するのに貢献している。当然のことであるが、動物に権利を認めるならば、人間に対するある程度の義務も定めねばならない。動物をきちんと体系だてて、国家のなかで位置づけをすることが必要だ。」

2003年2月6日に交わされた政府・州の合意文書では、ペットセラピーのような革新的治療法においても、動物の福祉は最大限配慮され、動物の尊厳は守られるべきであると明記されました。動物介在療法であるペットセラピーは人間の治療を中心とするので動物の権利はないがしるにされやすいのですが、この文書によって、行政は動物に主体的な尊厳を認めることになりました。イタリアでは人々の動物への理解がより進み、動物に対する



観察力・注意力・思いやりが一層深まったことを反映しているといえるでしょう。イタリアでは、動物の健康や衛生状態だけでなく、動物の本来備えた習性や生物的欲求、行動、そして福祉一般にも、最大限の敬意を払うことが必要なのだと判断されるに至っています。人々の意識をこのように成熟させた背景には、インターネットでの世論の高まりがありました。

## ■動物保護 「プロテクション」のはじまり

私たちと同じ命をもってこの地球に誕生した、私たちとは種類の違う動物たち。これを、無為に苦しめることがほんとうに必要なのかどうか。そう自問することから、「動物保護」の概念がうまれました。殴打・虐待をし、使役し、移送時にはトラックに豚や牛を詰め込んで水やエサを何時間も与えない、科学的な利用目的で実験に処する・食肉にする際に、最低限の恐怖と痛みだけでも取り除こうとしない、痛みと恐怖を放置することは、イタリアでは *incivilta'* (非文明、野蛮、無教養、ものを知らない) とされます。この *incivilta'* は、*civile* (市民的な、教養ある、道理のわかった) と反対の言葉であり、イタリアでは軽蔑・侮蔑をあらわします。日本人の大好きな「ルネサンス」の精神とは対極にある言葉といったらいいでしょう。命あるもの、感覚・感情を有するものへの違法な搾取や暴行に対して、制限を設けることの必要性に、まず人間が、社会全体が気づき、それを認め、人々に知らせ警告していくことが、「動物保護」アニマル・プロテクションの始まりでした。

## ■「動物＝知覚する生き物」 1987年ストラスブルグ条約&2007年リスボン条約

ヨーロッパで動物をめぐる法律の基礎になっているものが、1987年11月13日ストラスブルグの欧州評議会で調印された「愛玩動物の保護に関する欧州条約」です。「愛護動物を苦しめてはならず、捨ててもいけない」とし、野良犬・野良猫の頭数管理や(溺死や苦痛を伴う殺処分を禁止)、(繁殖防止のためであれば例外とされるが)断尾や抜歯、抜爪、断耳の禁止も定めたこの条約に当時は18カ国が調印しており、2010年11月4日、イタリアもその一国となりました。<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/072005.pdf> (欧州におけるペット動物保護の取組みと保護法制(諸橋邦彦)に解説があります。)

このストラスブルグの欧州条約がイタリアに与えた影響は少なくありません。2013年3月13日、イタリアのミラノ裁判所は、夫婦が離婚した場合、ペットを手放すことなく、どちらかの家にペットを預かり終生飼養をすべきであるとし、飼育経費は双方が負担すべきとの判決を下しました。つまり、動物は人間の子どもと同じように扱われるようになったのです。判事らはこのとき「動物はもはや物でなく権利の主体である」と主張しました。

2011年12月ヴァレーゼの裁判所でも同様の判決が出ています。「動物の感情面での配慮」は憲法で守られるべきものであり、「動物の感覚・感情が不当に侵害されない権利は、欧州では当然社会的に認知されるものだ」とされました。これは、2007年に欧州各国により署名、2009年に発効された欧州連合リスボン条約第13条に基づく判断です。リスボン条約

にも「動物は知覚を有するものであり」「福祉に最大限に配慮すべき」との文言がしっかりと明記されているのです。

フランスではすでに「自然保護に関する 1976 年 7 月 10 日の法律」のなかで、動物を物ではなく、人間と同じように「感覚のある存在」と規定していました。

### ■欧州の「動物保護」とは？

物でなく知覚する存在。喜びもあり、深く悲しむこともあり、嫉妬も甘えもある。繊細な恥じらいや遠慮もある存在。これらは、動物とともに暮らせばすぐに理解できることです。言葉を持たずジェスチャーもないけれど、瞬きの長さや尻尾の動かし方、鳴き声など、彼らは彼らなりの方法で、私たちに意思・感情を伝えてきます。こうした動物との精神的交流は、ともに暮らす私たち人間の生活をほんとうに豊かなものにしてくれます。

欧州ではいまや、我々と変わらぬ感じ方や感情をもった生き物として動物を捉えるのは当たり前なのです。動物の複雑な感情や知覚に焦点をあて、それに基づき福祉を定め、保護していこうとするのが現在の欧州の動物保護であるといえるでしょう。

### ■犬を蹴ったら罰金

動物福祉に関し、近年、イタリアの司法も方向転換をしています。昨年 2012 年の高裁第 46291 号判決ですが、リパリ町の男性が、ご近所の女性を侮辱して、彼女の飼い犬に蹴りを入れて訴えられ、5000 ユーロ（約 70 万円ほど）の支払いを命じられました。犬に怪我はありませんでしたが、司法はこれを虐待であるとの判断を下したのです。

最高裁は、動物虐待には、視覚的に明らかな身体的傷害が必要なわけではない、精神的苦痛も十分に虐待といえる、と判断しました。「傷がないからといって、知覚する生き物である動物へ精神的苦痛を与えたことの言い訳にはならない。好意や思いやり、やさしさとかけ離れた冷酷な行為に対し、動物は苦痛・悲しみを感じるのだから」。

**il concetto di sofferenza in animali capaci di percepire dolore non solo fisico ma anche psichico.**

<http://agronotizie.imagelinenetwork.com/zootecnia/2008/01/07/gli-animali-sono-essere-senzienti/19568>

### ■動物実験に関する欧州の規則を定めた「2010/63 欧州指令」の改正

動物実験に目を転じましょう。

自主管理に任せられ、法規制のない日本。実験施設で何が起きているか、私たちは知ることができません。国も自治体も把握できない、不透明な、しかし巨額の研究費や助成金が投じられる厚い壁のなかの世界に、私たちは 1 歩すら踏み込めなかった前回の法改正。この国は国際的に見て、異常な事態にあると言わざるをえません。

欧州はずっと進んでいます。新たな EU 指令については以下の web サイトに解説と抄訳

が掲載されていますのでご覧ください。

→ 「EU の実験動物保護指令」国会図書館 デジタル化資料 海外立法情報調査室  
植月 献二氏執筆

[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_4023711\\_po\\_025406.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023711_po_025406.pdf?contentNo=1)

わが国とは大きく違い、EU では動物実験を行うにあたり様々な法的規制があることがわかります。それでもこの指令は、先進的な取り組みをしてきた国の人々にとっては「欧州の恥」とされています。なぜ問題視されるのでしょうか？

- 
1. 人間の健康のためであれば、重大な理由なく霊長類を実験に使用できる。(5, 8, 55 条)
  2. 野良犬や野良猫が対象にされかねない。(11 条)
  3. 同じ実験動物を複数の実験に使用できる。(16 条)
  4. 研究者の判断次第で沈痛剤・痛み止めを使わないで処置される可能性もある。(14 条)
  5. 教育の目的で、生きた動物を実験できてしまう。(5 条)
  6. 外科処置により遺伝子組み換えモデルを生み出せる。性的不能状態に陥らせるまで電気ショックを与えられる。社会的動物である犬・霊長類を1頭のみで隔離できてしまう。
  7. 麻酔をせずに胸部切開を行える。
  8. 溺れるまで強制的に泳がせることが許されうる。(附則 vIII)

---

このように、欧州指令の条文は、解釈によっては、現場でかなりの自由が許されてしまうものです。アニマリストたちはそこを指摘し、動物実験の撤廃を求めて署名活動を行ってきました。動物実験を禁止できないなら、せめて麻酔を使わない動物実験を規制することで、実験数を減らしていこうとの声があがり、多くの動物愛護家が立ち上がりました。そして、イタリアでは、欧州委任法に基づき欧州指令の移調による動物実験規制の法文見直し最終段階に入り、7月31日に国内法としてついに制定されました。

#### ■7月31日、ブランビッラ法案が可決！

17匹の犬と44匹の猫、3頭の馬、1頭のポニー、2頭のロバと2頭のシカ、8匹のヤギと3羽のメンドリ、250羽のハトとともに暮らす女性。動物愛護家ブランビッラは、実験用ビーグル犬の繁殖施設「グリーンヒル」をイタリアから締め出すために、先陣切って戦ってきました。そして2013年7月31日、ついに国内法が国会で可決したのです。実験用犬猫サルの繁殖施設はもはやイタリアでは経営禁止。麻酔不使用の動物実験は許されなくなり、教育目的の動物実験もペケ。2013年7月制定の動物実験規制法は彼女の名をとって「ブランビッラ法」とも呼ばれています。



ブランビツラ観光大臣 (Michela Vittoria Brambilla)

実業家を経て、汚職・スキャンダルで有名なベルルスコーニ政権下で観光大臣を務めました。13歳からずっとアニマリストでベジタリアン。この人なくしては、イタリアでこれほどめざましい動物愛護の発展はなかったろうと思われます。約10の動物保護関連法を成立させた功績は歴史に残ると思われます。

#### ■イタリア国内法

この、7月31日に可決した「欧州指令」国内法の進んだ内容をぜひとも見て頂きたいと思えます。他のEU諸国に比べ、イタリアはずっと先を進んでいます。新しい欧州指令は、生物医学の分野における「科学の進歩」を後退させるものであると巷でいわれてきたのに、EU諸国の多くはこれを甘んじて受け入れ、異議申し立てをしてきませんでした。欧州指令に対して怒りを表す市民や、動物実験を重大な科学の過ちであるとする真剣な科学者たちはいましたが、彼らの意見はなかなか取り入れられることはなかったのです。しかし、イタリアはインターネット署名で世論を盛り上げ、成果をあげました。

- 
1. イタリア全土において、動物実験に使用する犬、猫、霊長類の飼育を禁ずる。
  2. ドラッグ、アルコール、タバコ、武器、教育のための動物実験を禁ずる。
  3. 麻酔、鎮痛剤の使用を義務化する。
  4. 代替法の発展を義務化する。
- 

以上の応急処置ともいえる対策は、ほんとうに必要な対策に比べれば取るに足りないでしょうが、確実に動物実験の総数を減らす効果を発揮するはずで、EQUIVITA (エクイヴィータ：動物実験に反対する科学者・医者連絡会) は、「きわめて部分的にはあれ、イタリアでの改正は正しい方向に進んでいる」と評価しています。

米国科学アカデミーにより6年前に発表された「21世紀の毒性試験」と題する論文、その後続く多くの科学論文によって主張されてきたように (**Genomic responses in mouse models poorly mimic human inflammatory diseases** -PNAS 出版 Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America ほか)、現在、動物実験の分野では、抜本的改革が進行中です。環境保全・人類の健康維持を真に目指すのであれば、「動物実験」における大変革を考えないわけにはいきません。動物実験に代わって、やがては

真に科学的な研究方法が採用されるようになるといわれています。それは、動物実験の数千倍も迅速に結果を出せ、経済的であり、また人類にとって未来に展望が開けるような、真の科学研究になるはずです。海外では、今や代替法への切り替えが重要視されており、国を挙げての取り組みとなっているのです。

動物実験によって金と権力に浴する多くの人から、反発と抵抗があるでしょう。しかし、2006年のEURISPES調査によれば、86%の欧州市民が動物実験の廃止を希望しています。動物実験の残忍さ、不道徳性に対峙し、これに反対するのに必要なのは、「科学を目指す心」であって、特殊な宗教や倫理、哲学ではないのです。事実を科学的に検証し評価するといふ、ごく当たり前のこと、まっとうなことが、動物実験の現状を変革する原動力となっていることを忘れてはなりません。

### ■我が国も、大きく舵をとれ！

犬猫のガスによる窒息殺処分や、被災地への動物の置き去り、公営住宅からのペット閉め出し、パピーミルでの無秩序な繁殖といった、我が国で公然と許される動物の権利侵害は、イタリアでは法律が許しません。

最大の虐待であるといわれる「動物実験」は、当然、国によって管理され、適正な情報公開と査察の受け入れが義務とされていますし、実験に代わる代替法への移行が義務とされています。前述の通り、2013年7月末に可決した国内法によって、実験動物繁殖施設はイタリアで運営できなくなりました。

一方、私たちの国では動物実験は市民の前には一切明かさず、情報公開をしても資料は碌に出ず、国すらどこに何の施設があるか、何のウイルスや細菌を使っているか、実態把握をしていません。災害時にはどうするのでしょうか。実験を行う企業や研究所にアンケートをとっても返答なく、回答は不誠実、これはまったく恥ずべき事実であり、先進国ではありえません。民の声を無視したままで、動物実験ムラは、この先も進んでいこうとするのでしょうか。私たち民間は、それを決して受け容れることはできません。

では、諸々をどう変えていくのか。中世的な *incivile* から、近代国家としての *civile* な施策に、何をどう転換していくのか。課題が山積みですが、海外の先行事例から何かを掴み、私たちの道を模索していくことでしょう。

イタリアの愛護動物繁殖防止法の導入の経緯を、ご紹介させて頂き、終わりにします。

野良犬・野良猫の繁殖に苦慮してきたイタリアが、どのような法律によって殺処分ゼロと全国規模のマイクロチップ導入を実現したか、参考になればと願います。あの財政破綻のイタリアが実現できたのですから、私たちだって、できないことはありません。

\*\*\*\*\*

## イタリア愛護動物繁殖防止法とその後の課題

イタリアは「愛護動物及び飼い主のいない犬猫の繁殖防止に関する法(1991年法律第281号)」をもって愛護動物の致死処分を禁じ、他国に先駆け徘徊犬・野良猫の殺処分放棄(いわゆる no kill 施策)を実現した国である。むろん現在も捨て犬猫は後を絶たず、旧東欧から違法に輸送される仔犬の闇市場、南伊で頻発する野犬による襲撃、被害者による市や州を相手取った訴訟事件等、深刻なトラブルもなくなる。地域によって法整備や施行の遅れも見られる。問題が山積するなか、しかし大切なことは、国をあげて、殺処分を含む動物への残虐行為を放棄した、という事実である。この法律の条文をご紹介します、施行後に生じた問題と今後の課題について述べることにより、我が国の動物行政の見直しに向けて一考を促したい。

## 1. 愛護動物繁殖防止法

イタリアではここ 20 年のあいだに動物愛護に関する法令が幾つも公布された。まず、イタリア動物行政の礎石となった、「愛護動物繁殖防止法」の内容を確認しておこう。

(イタリアは 20 の州に分かれ、その下に 110 の県が、続いて 8094 の市町村がある。地方自治が進み、国に対する各州の自立度は高い。)

●第 1 条 (総則) 国は、愛護動物の保護を推進し、かつ監督する。また、人と動物との適正な共生を目指し、国民の健康と公衆衛生を守るため、愛護動物に対する残虐行為、虐待、遺棄を犯罪とする。

●第 2 条 (犬その他の愛護動物の取り扱いについて)

第一項 出生制限による犬猫の頭数管理は地域保健部門の獣医療セクションで科学的知見に従い実施される。飼い主あるいは管理者は、愛犬協会や動物愛護団体の提携獣医または開業獣医に自費で依頼できる。

第二項 第 4 条第 1 項規定の保護施設に捕獲収容された犬を殺傷してはならない。

第三項 捕獲犬及び第 4 条第 1 項規定の保護施設 の収容  
犬を動物実験に使ってはならない。

第四項 規定に基づき刺青識別された捕獲犬は、もとの飼い主あるいは管理者へ戻される。

第五項 捕獲犬及び第 4 条第 1 項規定の保護施設の収容犬のうち、刺青識別されていないものには、刺青識別をしなければならない。60 日以内に飼い主による異議申し立てがなければ、狂犬病予防およびエキノコックス他、人畜共通感染症対策を事前に行ったうえで、適正飼育を保証する民間人、各種動物愛護団体に譲渡ができる。

第六項 1954 年共和国大統領令第 320 号のアニマルポリス施行規則、第 86、87、91 条に規定された安全措置に基づき、第 4 条第 1 項規定の保護施設の収容犬は、回復の見込みのない病気や怪我を負っている場合、あるいは危険が立証される場合のみ、獣医師によって安楽死させることができる。

第七項 何人も野良猫を虐待してはならない。

第八項 野良猫は地域を管轄する保健業務担当機関 *autorita' sanitaria competente per*

territorio により不妊手術を施術され、もとのグループに戻される。

第九項 野良猫は重病または治る見込みのない傷害の場合を除き殺処分してはならない。

第十項 各種動物愛護団体は、地域保健部門 *unita' sanitarie locali* と申合わせ、野良猫のコロニーに対して、給餌給水・健康管理を含めた生命保持の為の管理を行うことができる。

第十一項 各種動物愛護団体は、地域保健部門の獣医療セクションの衛生管理の下、第 4 条第一項規定の保護施設を管理運営できる。

第十二項 第 4 条第一項規定の保護施設では、飼い主のいる犬を有料で収容できるものとし、また、救急外来も受け付ける。

### ●第 3 条 (州の責務について)

第一項 各州はそれぞれの州法で、当法の施行から半年以内に市町村単位あるいは地域保健部門単位で畜犬登録制度を設ける。また、各州は犬の飼い主あるいは管理者に発行する畜犬登録申し込み書の様式及び無痛刺青による個体識別番号発行書の様式を整備する。

第二項 各州はそれぞれの州法で、当法の施行から半年以内に、市町村の犬保護施設の改修、犬のシェルター建設に向けた指針を定めるものとする。それら施設は、犬の生命にとっての好条件、及び健康・衛生基準の充足を保障するものでなくてはならない。施設の衛生については地域保健部門の獣医療セクションの管理下に置かれる。州法は、さらに管内の市町村の参加のために、市町村間の責務・権限の配分の規則を明確にする。

第三項 各州は当法の施行から半年以内に、それぞれの州で活動する動物愛護団体、猟友会と協議の上、飼い主のいない犬猫の繁殖防止計画を策定する。

第四項 第三項の繁殖防止計画は以下の施策を含むものとする：

a)動物の生命に対する尊重、その生活圏の保護などの、人と動物の正しい関係を認識できるようになるための、学校教育における啓発活動の推進

b) 当法が言及する各州職員、各市町村職員、各地域保健部門職員のほか地域保健部門や市町村に協力する民間動物愛護ボランティアを対象に実施するフォローアップ研修及び教育

第五項 各州は、畜産上の財産の保護を目的として、野犬によって被害を受けた畜産農家に対しては、地域保健部門の獣医療セクションによる証明をもとに、家畜の被害頭数に合わせて補償する。州の責務を実現するため、各州は第 8 条第二項に規定された省令により配分される助成金の 25%を超えない額を投じることができる。残りの額は、各地方公共団体の責務の実現の拠出金として州から各地方公共団体へ割り当てられる。

第六項 特別州とトレント、ボルツァーノ自治県は、当法の原則に自らの法令を合致させ、本条の基準に従い、飼い主のいない犬猫の繁殖防止計画を策定する。

### ●第 4 条 (市町村の責務について)

第一項 個々の、あるいは連携した市町村、そして山岳共同体は、州法に定められた基準に従って、州からしかるべき目的で配当される拠出金を用い、既存の市町村の犬保護施設の改修を行い、犬のシェルターを建設する。

第二項 市町村担当部門、地域保健部門の獣医療セクションは、動物の扱いについて、第 2

条に規定された条項に従う。

●第5条 (罰則)

第一項 犬・ねこ・その他自らの住居において世話をしていた動物を遺棄した者は、30万リラ以上百万リラ未満の罰金の処罰を受ける。

第二項 第3条第一項規定の畜犬登録を怠った飼い主は、15万リラの罰金の処罰を受ける。

第三項 第二項規定の畜犬登録を行いながらも刺青識別を怠った飼い主は、10万リラの罰金の処罰を受ける。

第四項 動物実験を目的に犬猫を売買した者は、現行法違反で5百万リラ以上1千万リラ未満の罰金の処罰を受ける。

第五項削除。

第六項 第一項、二項、三項、四項に規定される罰金収入は、第8条に定められた当法の実施のための助成金に投入される。

●第6条 (ペット税)

第一項 犬の飼い主は等しく年間25,000リラの市町村税を支払う。

第二項 すでに納税された犬を入手した場合は新たに納税する必要はない。

第三項 免税対象：a) 盲導犬、牧羊犬 b) その市町村での滞在期間が2カ月に満たず、ほかの市町村でペット税を納税済みの個人が連れている犬 c) 2カ月未満の授乳中の仔犬 d) 軍用犬、公安警察犬 e) 営利目的でない動物保護協会、動物愛護団体の運営する施設に収容された犬

●第7条 (法令の廃棄) 省略

●第8条 (法の実施のための基金の設立について)

第一項 1991年度会計年度から、保健省のもとで当法の実施のための助成金が設立される。その金額は1991年度に10億リラ、1992年度以降は20億リラとする。

第二項 保健省はその省令により、年度ごとに各州及びトレント、ボルツァーノ自治県に対し、第一項に規定された助成金を配分する。配分金の算定基準は財務省と協議し、1988年法律第400号8月23日施行第12条に規定された「国・州およびトレント、ボルツァーノ自治県の関係のための常任委員会」の審議にかけた上で、保健省の省令に基づいて定められる。

●第9条 (財政支援)

第一項 当法の責務遂行に着手するため、1991年度には10億リラ、1992年度及び1993年度にはそれぞれ20億リラが投じられる。1991-93年の3カ年度予算編成のために、財務省1991年度予算第6856章に記載された準備金を運用し、「飼い主のいない犬猫の繁殖防止」助成金制度を設立する。

第二項 国庫大臣に国庫省の省令により予算を調整する権限が付与される。

\*2003年以降、識別法としての刺青は廃止された。

\*TNR (野良猫の捕獲・手術・もとの場所に戻す)、いわゆる「地域猫」が法令で明文化さ



れている。

## 2 施行後の課題

### 2-1 施行後の混乱

前掲の「愛護動物繁殖防止法」のポイントは、愛護動物を理由なく殺処分しないこと、市町村による動物保護施設の整備、繁殖防止プログラムの策定、個体識別・登録に州・国をあげて取り組むことにあった。これを受けて各州は、それぞれ州法を策定した。

ただ、順調な滑り出しというわけにはいかなかった。1991年に愛護動物繁殖防止法が出来たはいいが、法の存在が全国的に認知されるには数年を要したのである。半年後、つまり1992年2月28日に施行されるはずであったこの法律について、まずは州の側からの理解が不十分であった。特にイタリア南部では足並みに遅れが見られた。

州、市町村それぞれの管轄の境界線があいまいで責任の所在が不明瞭だったことも混乱の理由のひとつだった。例えば保護された犬猫が住民に危害を加えた場合、責任の所在は州にあるのか市にあるのかさえ当初は明確でなかった。破毀院2002年判決第10638号で、野良犬猫の不妊手術や頭数管理、愛護動物登録データベースの整備に関しては州の獣医局ASLが責任を持ち、住民の身体の安全（共和国憲法第32条）と公衆衛生の維持管理に関しては市町村が責任を持つことが明確にされた。続いて2007年破毀院の判決第68号では、野犬による咬傷被害があった場合、市でなく州のASLが責任をとるべきことが明らかにされた。

また、残念ながらこの法律は極めて低く評価されていた。国は、この法に効力を持たせるため事業実施に要する経費の一部を助成金として各州へ配分したが、その交付額が少額だったことが低評価の理由にあげられる。各州・市町村は、法律に謳われた個体識別や登録制度の整備、そして犬猫収容施設の増改築のための財源確保に奔走しなければならず、少なからず混乱に陥った。国の助成制度に加え、州・市町村独自の助成制度がなくては到底成り立たない。地方負担を前提とするがゆえの混乱であったといえる。

### 2-2 施行当初の国・州による事業費

じっさい、愛護動物繁殖防止法に基づく事業のために、1991年から98年の8年間に国・州が投じた金額は656億6千万リラにのぼる。支出内訳は81.7%が犬猫収容施設の整備、残り18.3%が個体識別導入、犬の捕獲と不妊手術、野良猫のTNR、野良犬による家畜等への被害への弁償、啓発活動等となっている。国の助成金が少額だったせいもあり、市町村はどこも財政難の悲鳴をあげて、収容施設建設に取り組んだ。しかし、2001年の保健省通達のなかで当時の保健大臣ヴェロネーヅィ氏は、愛護動物繁殖防止法の総則と第2条第11項、第4条1項をあげ、「犬猫収容施設の管理については経費節減を第一とすべきでない。法律の総則に基づき、あくまでも収容された動物の福祉を最優先し、動物の保護を目的として活動する愛護団体・法人を適正に選別して保護施設を管理委託しなければならない」と述べている。また、愛護動物の避妊去勢手術についても「社会環境保全のために多大な効果をもたらす行為であり、文明国であれば原理原則のはず」とも言い切った。

### 2-3 国からの助成金配分額の算定方法

各州の取り組み状況を表す下記の要素により、国から州への助成金配分額が決まる。

- ①保護施設収容の犬猫の頭数に基づく分 30%
- ②個体識別データバンク登録数に基づく分 40%
- ③人口比率に基づく分 30%

各州は3月末日までに保健省へ前年度の事業報告を行い、保健省は4月末日までに助成金総額と各州への配分額を発表し、州は3か月以内に野良犬猫繁殖防止プランを策定する。

(2007年以降、助成金の6割を飼い主のいない犬猫の不妊手術と頭数抑止に使わなければならない、という規定ができたためである。)

助成金の概算は2005年427万ユーロ、2006年399万ユーロ、2007年498万ユーロ、2008年308万ユーロであった。懸念されるのは、2008年から2010年の3年間で合計500万ユーロもの大幅な助成金の減額があった事実であり、動物愛護団体等から抗議の声があがっている。

### 2-4 1995年以降、広がる地域差

1995年あたりから州独自の財源確保により、また、国から支給される助成金の増額により、成果をあげる州も出てくるようになった。それが他の州のモデルとなり、さらに相乗効果をもたらした。前述のように、不妊手術頭数・野犬収容の実績をあげるほど、翌年度の助成金支給額も増額されるシステムである。その分、施策の遅れた州はますます助成金の算定額も低くなる、という悪循環に陥ってしまう。経済力を有し組織運営に優れた北部の州は、里親譲渡や市民への啓発も活発で、野良犬猫の頭数抑止にめざましい効果を上げている。その一方で南部では野犬が多く、地域によっては住民が猟銃や棍棒で自己防衛せざるをえない。市職員による助成金横領の疑いがあるのも残念ながら南イタリアの市町村である。

保健省のHP上での発表では、2007年度の保護施設の犬の収容頭数は、多い州からロンバルディア州で12,372頭、ピエモンテ州で9,518頭、ヴェネト州で9,499頭、と続くが、南部モリーゼ州は284頭。野良猫の不妊手術の頭数は、ヴェネト州が9,137頭、トスカーナ州が7,874頭、ロンバルディア州が6,728頭、と続き、南部モリーゼは0頭。長靴形半島のつま先にあるバズィリカータ州やカラブリア州は報告自体が上がっていない。

### 2-5 2003年以降の動向

動物愛護政策はAzienda Sanitaria Locale(州の保健センター、以下ASLという)の獣医療セクションが中心に行っている。ASLに所属する行政獣医師が、市町村やENPA(国立動物保護協会)等の動物愛護団体と連携し、野良犬猫の不妊手術やマイクロチップ挿入等畜犬登録データバンク整備を行う。

2003年には「保健省および各州・自治県の協定書」に基づいて、犬の個体識別に(それまでは刺青も使われていたが)マイクロチップを導入し、保健省が中心となって国家レベルのデータバンク化を急いだ。マイクロチップによるデータバンク情報管理システムは、逸

走時の照合、飼い主の海外渡航の同行犬へのパスポート発行、といった実務面のみならず、犬の頭数把握や野犬の抑止、捨て犬防止、といった政策面においても、唯一有効な手段であるとされている。

また、2004年制定の法第189号では愛護動物の殺害、虐待行為、闘犬等が禁じられ、それに対する罰則（2カ月以上3年未満の拘禁、3千～16万ユーロの罰金）も設けられた。刑法第727号は愛護動物の遺棄に対し1年以下の拘禁、千～1万ユーロの罰金を定めている。この法律で、イタリアは商業目的での犬猫毛皮使用を禁じた欧州最初の国となった。（遅れてECでも2007年12月11日欧州規則第1523号で、犬猫の毛革を含む製品の輸出入を禁じている。）

### 3 愛護行政は新たなステップへ

#### 3-1 法整備とTASK FORCE 2010

2009年7月16日第207号「保護施設の福祉と保護に関する緊急省令」には、全国の保護施設に対し、犬の移動時間を考慮して捕獲場所に近い施設に收容すること、收容から60日以内に不妊手術を行うこと、週に3日以上的一般公開、收容頭数の上限(200頭)等、具体的な運用上の細則が盛り込まれた。譲渡に関する告知法(入口に新しく入所した犬猫のポスターを掲示し、またHP等を通じて情報発信する)や、月に最低1度の健康診断、犬を移動させたら必ずASLに情報提供すること等も規定されている。施設の衛生管理、動物福祉への配慮、繁殖防止に関する責任は州のASLの行政獣医にあることが改めて確認されたことになる。

2010年には法令の順守と実行力のある動物保護を目的に、獣医師と行政司法職員とで構成されるアニマルポリスの任務を帯びたタスク・フォースが結成された。州を越えた法的サポートや動物虐待防止のための監視活動を展開している。

#### 3-2 欧州条約、欧州規則を批准

イタリアは、1987年11月13日ストラスブルグ欧州会議で署名開放された「ペット動物保護に関する欧州条約」および、EC（欧州連合）域内の愛護動物の輸送規制を定めた「2003年5月26日欧州規則第998号」の批准を、2010年11月4日首相勅令第201号によって、ようやく完了した。

これにより、個人であれ団体であれ、個体識別マイクロチップ・健康証明書・パスポートを持たない愛護動物を国の領域に持ち込んだ者も受取った者も、等しく3か月～1年の拘禁と3千～1万5千ユーロの罰金刑に処されることになった。生後12週未満であればさらに重い罪だ。動物取扱免許の剥奪はもちろんである。東欧から違法に持ち込まれ、闇で売買される幼齢の仔犬たち（先天性の病気や感染症を持つことが多い）の多くが到着前に輸送トラックの荷台で亡くなっているという事件はイタリアでも問題視されてきたが、これでやっと法規制がかかる。

以上、問題を抱えつつも前に進もうとするイタリアの動物行政の一端をご紹介した。（終）